

【参考資料3】

構造改革特区推進本部の廃止について

（平成14年12月27日）
閣議決定

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の施行（平成14年12月18日）により内閣に構造改革特別区域推進本部が設置されたことに伴い、平成14年7月26日の閣議決定により設置された構造改革特区推進本部は、平成14年12月27日をもってこれを廃止する。